

令和６年１２月１０日

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（お願い）

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、近年ガス機器の点検を装った不審な訪問によるトラブルが多発していることから、一般消費者の安全確保と円滑なガス点検業務の実施のため、その対応を要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、別添の内容を踏まえた対応をご周知いただきますようお願いいたします。

【概要】

（一般消費者への訪問に際しての取組）

- ・ ガス機器等の点検等に当たって、訪問者は社名等が入った制服等を着用する。
また、身分証等を携帯し、一般消費者の要請に応じ提示する。
- ・ 定期保安点検は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。

（一般消費者へ周知）

- ・ 事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服の社名等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
- ・ ガス機器等の点検等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているＬＰガス販売事業者に問い合わせる。
- ・ 公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。

警視庁ＨＰ：「事業者等を装った訪問者に注意」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor_theft.html



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂

経済産業省

20241205保局第2号

令和6年12月5日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室長

ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（依頼）

近時、強盗、詐欺、殺人、傷害等の事件が多発する等社会問題となっており、ガス点検等（ガス漏れ及びガス機器等の点検、ガスメーターの交換、ガス給湯器の交換、ガス警報器の取付け等）を装った訪問者が、玄関ドアを開けさせ、住宅の中に入り、現金等を奪う事案が全国で発生しております。

既に都道府県警察本部を始めとした公的機関等から注意喚起が行われており、また、貴協会及びLPガス販売事業者・保安機関（協会員）においても注意喚起に取り組まれておりますが、昨今の状況を踏まえ、また、ガス点検業務を円滑に実施し、ガスに関する安全確保を図るべく、LPガス販売事業者・保安機関（協会員）各位に対して、改めて以下のような一般消費者への訪問に際しての取組の実施を促す等、一般消費者の被害防止に万全を期していただくようお願いします。

（一般消費者への訪問に際しての取組）

- ・ ガス機器等の点検・調査等に当たって、訪問者は社名、ロゴ等が入った制服等を着用する。また、身分証等を携帯し、一般消費者の要請に応じ提示する。
- ・ 定期保安点検（法に定められたガス漏れやガス機器の点検・調査）は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。
- ・ 一般消費者に対しては、以下の点を重点的に周知する。
 - 事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服の社名、ロゴ等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
 - ガス機器等の点検・調査等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているLPガス販売事業者に問い合わせる。
 - 「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」等、公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。不安な場合には契約しているLPガス販売事業者に問い合わせる。

(参考) 警視庁 HP : 「事業者等を装った訪問者に注意」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor_theft.html